

○経済産業省告示第百十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十九号）の施行の日から施行する。

なお、平成十八年経済産業省告示第三百三十号（輸出貿易管理令別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣 林 幹雄

輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次に掲げるものとする。

一 輸出貿易管理令別表第二の二第二号に定める貨物

関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸出統計品目表（以下「輸出統計品目表」という。）第〇三〇四・八七号の品名欄に掲げる品名のうち~~廿~~へひに該当するもの

二 輸出貿易管理令別表第二の二第十四号に定める貨物

輸出統計品目表第七〇・一三項及び第七一・一七項に該当するもの

三 輸出貿易管理令別表第二の二第二十二号に定める貨物

輸出統計品目表第八五二八・七一号の品名欄に掲げる品名のうち「テレビジョン受像機器であつて、カラーのもの、かつ、放送用のものに該当するもの及び同表第八五二八・七二号の品名欄に掲げる品名のうち「テレビジョン受像機器であつて、カラーのもの、かつ、放送用のものに該当するもの及び同表第八五二八・七二号の品名欄に掲げる品名のうち「テレビジョン受像機器であつて、放送用のものに該当するもの」のものに限る。」に該当するテレビジョン受像機器であつて、放送用のものに該当するもの

四 輸出貿易管理令別表第二の二第二十三号に定める貨物

輸出統計品目表第八七〇三・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち「輸出統計品目表第八七〇三・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち「輸出統計品目表第八七〇三・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち「輸出統計品目表第八七〇三・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち」のものに限る。」に該当する額を超えるものに限る。）

五 輸出貿易管理令別表第二の二第三十一の二号に定める貨物

輸出統計品目表第六四・〇一項から第六四・〇五項まで及び第九五・〇六項に該当するもの（第六四・〇一項から第六四・〇五項までに該当するものにあつては、スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用のものを含む。）

の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）に限る。）